

1 一般入所

令和1年10月1日～

施設サービス利用料			備考
1日あたり<ユニット型準個室>			
ユニット型 介護保険施設 サービス費 I iii	要介護度1	823円(781)	サービス提供体制強化加算 I (18円)夜勤職員配置加算(24円) 含む
	要介護度2	868円(826)	
	要介護度3	930円(888)	
	要介護度4	983円(941)	
	要介護度5	1,035円(993)	
<p>※ ただし、入所後30日に限って、初期加算として上記施設サービス費に1日30円が加算されます。</p> <p>※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアにかかる技術的助言および指導を受けた職員が口腔ケアを行うため、口腔衛生管理体制加算として1月30円が加算されます。</p> <p>※ 1月に6日を限度として、外泊された場合には、上記施設サービス費に代えて1日につき362円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなります。</p> <p>※ 厚生労働省が定める療養食を提供した場合は、療養食加算として上記施設サービス費に1回6円(1日につき3回を限度)が加算されます。</p> <p>※ 入所者の栄養状態に応じて栄養ケア計画を作成し、評価・見直しを行っている場合は、栄養マネジメント加算として上記施設サービス費に1日14円が加算されます。</p> <p>※ 低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が共同して低栄養を改善するための計画を作成し、計画に基づき定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好を踏まえた栄養・食事調整を行った場合、低栄養リスク改善加算として1月300円が加算されます。(同意を得られた月から6月を限度とする)</p> <p>※ 再入所時栄養連携加算として、入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合、再入所時栄養連携加算として1回に限り月400円が加算されます。</p> <p>※ 経管による食事摂取をしている入所者に対し、経口移行計画を作成し、経口の食事を進めるための栄養管理及び支援を行った場合は、経口移行加算として上記施設サービス費に1日28円加算されます。</p> <p>※ 摂食機能障害を有しながらも経口による食事摂取をしている入所者に対し、経口維持計画を作成し、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合、経口維持加算 (I)として1月400円、さらに、介護老人保健施設の人員以外の医師、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚士がその特別な栄養管理に加わった場合は、経口維持加算 (I)に加え経口維持加算 (II)として1月100円が加算されます。</p> <p>※ 排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協同して支援計画を作成し、その計画に基づいて支援を行った場合、排せつ支援加算として1月100円が加算されます。</p> <p>※ 入所者の褥瘡発生を予防するため褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき褥瘡ケア計画を作成し3月ごとに見直しを行った場合、褥瘡ケアマネジメント加算として1月10円(3月に1回を限度)が加算されます。</p> <p>※ リハビリテーション実施計画を作成し、入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーション(3日/週以上)を実施した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として1日240円が加算されます。 (入所前3ヶ月以内に介護老人保健施設に入所履歴がある場合は除きます)</p> <p>※ 入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に限り、認知症に対する集中的なリハビリテーション(3日/週を限度とする)を行った場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として1日240円が加算されます。</p> <p>※ 利用者の様態が急変し、緊急その他やむを得ない事情により所定の医療行為を行った場合は、緊急時施設療養費の緊急時治療管理として1日518円(1月1回、連続3日まで)が加算されます。</p> <p>※ 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹の利用者への投薬・検査・注射・処置を行った場合は、所定疾患施設療養費 (I)として1日239円、または、所定疾患施設療養費 (II)として1日480円(1月1回、連続7日まで)が加算されます。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準として、当該老人保健施設が在宅復帰支援の機能が評価された場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)として1日34円が加算されます。</p> <p>※ 若年性認知症入所者に対して介護保険サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120円が加算されます。</p> <p>※ 退所が見込まれる入所者をその居宅に置いて試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800円となります。試行的な退所にかかる初日と最終日は、入所日同様の扱いとなります。</p> <p>※ 入所前後に、退所を目的とした訪問指導を行った場合は、入所前後訪問指導加算 (I)として450円(指導内容によっては入所前後訪問指導加算 (II)として480円)が加算されます。</p> <p>※ 6種類以上の内服薬が処方されている利用者に対して介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治医が共同し総合的に評価及び調整して内服薬を減少させることについて双方の医師が合意している場合(1種類以上減少している場合)、かかりつけ医連携薬剤調整加算として入所者一人につき1回を限度として125円加算されます。</p> <p>※ 退所時等支援等加算について</p> <p>① 1ヵ月以上の入所が見込まれる利用者に対し、その居宅に置いて試行的に退所させる場合において入所者、その家族に対して退所後の療養指導を行った場合、退所時指導加算として 400円</p> <p>② 利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または居宅支援事業者または、社会福祉施設等に対し、支援をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合、退所時情報提供加算として 500円</p> <p>③ 利用者の退所時、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、且つ居宅支援事業所と連携して退所後の調整を行った場合、退所前連携加算として 500円</p> <p>④ 退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合、老人訪問看護指示加算として 300円</p>			

※	ターミナルケア(看取り)加算	死亡日以前4日以上30日まで	160円/日
〔	死亡月にまとめて算定するため、退所の翌月に亡くなられた場合、前月分のターミナル加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。〕	死亡日の前日及び前々日	820円/日
		死亡日当日	1,650円/日
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として3.9%を掛けた金額が別途かかります。(※注1)			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として2.1%を掛けた金額が別途かかります。(※注2)			
食費	基準費用額	1日あたり 1,550円 (朝食 350円 昼食 600円 夕食 600円)	
	負担限度額認定証がある方	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 300 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 390 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 650 円
居住費	基準費用額	1日あたり 1,640円 (ユニット型準個室)	
	負担限度額認定証がある方	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 1,310 円
1	特別室の利用料(テレビ代含む)	1日あたり	200 円
2	液晶テレビ貸出(電気代含む)	1日あたり	100 円
	コンセント使用料(1か所につき)	1日あたり	50 円
3	その他の日常生活費(入浴用バスタオル、洗身タオルなど)	1日あたり	110 円 (ご希望の方)
4	健康管理費	インフルエンザ予防接種に係る費用	実費(接種された場合)
5	私物の洗濯代		実費(委託された場合)
6	理美容		実費(利用された場合)

(※注1) 介護職員処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・2.9%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・1.6%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90/100
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100

(※注2) 介護職員等特定処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・1.7%

1 一般入所

令和1年10月1日～

施設サービス利用料			備考
1日あたり<ユニット型準個室>			
ユニット型 介護保険施設 サービス費 I iii	要介護度1	1,646円(1,562)	サービス提供体制強化加算 I (36円)夜勤職員配置加算(48円) 含む
	要介護度2	1,736円(1,652)	
	要介護度3	1,860円(1,776)	
	要介護度4	1,966円(1,882)	
	要介護度5	2,070円(1,986)	
<p>※ ただし、入所後30日に限って、初期加算として上記施設サービス費に1日60円が加算されます。</p> <p>※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアにかかる技術的助言および指導を受けた職員が口腔ケアを行うため、口腔衛生管理体制加算として1月60円が加算されます。</p> <p>※ 1月に6日を限度として、外泊された場合には、上記施設サービス費に代えて1日につき724円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなります。</p> <p>※ 厚生労働省が定める療養食を提供した場合は、療養食加算として上記施設サービス費に1回12円(1日につき3回を限度)が加算されます。</p> <p>※ 入所者の栄養状態に応じて栄養ケア計画を作成し、評価・見直しを行っている場合は、栄養マネジメント加算として上記施設サービス費に1日28円が加算されます。</p> <p>※ 低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が共同して低栄養を改善するための計画を作成し、計画に基づき定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好を踏まえた栄養・食事調整を行った場合、低栄養リスク改善加算として1月600円が加算されます。(同意を得られた月から6月を限度とする)</p> <p>※ 入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合、再入所時栄養連携加算として1回に限り月800円が加算されます。</p> <p>※ 経管による食事摂取をしている入所者に対し、経口移行計画を作成し、経口の食事を進めるための栄養管理及び支援を行った場合は、経口移行加算として上記施設サービス費に1日56円加算されます。</p> <p>※ 摂食機能障害を有しながらも経口による食事摂取をしている入所者に対し、経口維持計画を作成し、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合、経口維持加算 (I)として1月800円、さらに、介護老人保健施設の人員以外の医師、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚士がその特別な栄養管理に加わった場合は、経口維持加算 (I)に加え経口維持加算 (II)として1月200円が加算されます。</p> <p>※ 排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協同して支援計画を作成し、その計画に基づいて支援を行った場合、排せつ支援加算として1月200円が加算されます。</p> <p>※ 入所者の褥瘡発生を予防するため褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき褥瘡ケア計画を作成し3月ごとに見直しを行った場合、褥瘡ケアマネジメント加算として1月20円(3月に1回を限度)が加算されます。</p> <p>※ リハビリテーション実施計画を作成し、入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なりハビリテーション(3日/週以上)を実施した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として1日480円が加算されます。 (入所前3ヶ月以内に介護老人保健施設に入所履歴がある場合は除きます)</p> <p>※ 入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に限り、認知症に対する集中的なりハビリテーション(3日/週を限度とする)を行った場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として1日480円が加算されます。</p> <p>※ 利用者の様態が急変し、緊急その他やむを得ない事情により所定の医療行為を行った場合は、緊急時施設療養費の緊急時治療管理として1日1,036円(1月1回、連続3日まで)が加算されます。</p> <p>※ 肺炎・尿路感染症・带状疱疹の利用者への投薬・検査・注射・処置を行った場合は、所定疾患施設療養費 (I)として1日478円、または所定疾患療養費 (II)として960円(1月1回、連続7日まで)が加算されます。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準として、当該老人保健施設が在宅復帰支援の機能が評価された場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日68円が加算されます。</p> <p>※ 若年性認知症入所者に対して介護保険サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき240円が加算されます。</p> <p>※ 退所が見込まれる入所者をその居宅に置いて試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき1,600円となります。試行的な退所にかかる初日と最終日は、入所日同様の扱いとなります。</p> <p>※ 入所前後に、退所を目的とした訪問指導を行った場合は、入所前後訪問指導加算 (I)として900円(指導内容によっては入所前後訪問指導加算 (II)として960円)が加算されます。</p> <p>※ 6種類以上の内服薬が処方されている利用者に対して介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治医が共同し総合的に評価及び調整して内服薬を減少させることについて双方の医師が合意している場合(1種類以上減少している場合)、かかりつけ医連携薬剤調整加算として入所者一人につき1回を限度として250円加算されます。</p> <p>※ 退所時等支援加算について</p>			
①	1ヵ月以上の入所が見込まれる利用者に対し、その居宅に置いて試行的に退所させる場合において入所者、その家族に対して退所後の療養指導を行った場合、退所時指導加算として	800円	
②	利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または居宅支援事業者または、社会福祉施設等に対し、支援をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合、退所時情報提供加算として	1,000円	
③	利用者の退所時、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、且つ居宅支援事業所と連携して退所後の調整を行った場合、退所前連携加算として	1,000円	
④	退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合、老人訪問看護指示加算として	600円	

※	ターミナルケア(看取り)加算	死亡日以前4日以上30日まで	320円/日
〔	死亡月にまとめて算定するため、退所の翌月に亡くなられた場合、前月分のターミナル加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。〕	死亡日の前日及び前々日	1,640円/日
		死亡日当日	3,300円/日
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として3.9%を掛けた金額が別途かかります。(※注1)			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として2.1%を掛けた金額が別途かかります。(※注2)			
食費	基準費用額	1日あたり 1,550円 (朝食 350円 昼食 600円 夕食 600円)	
	負担限度額認定証がある方	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 300 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 390 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 650 円
居住費	基準費用額	1日あたり 1,640円 (ユニット型準個室)	
	負担限度額認定証がある方	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 490 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 1,310 円
1	特別室の利用料(テレビ代含む)	1日あたり	200 円
2	液晶テレビ貸出(電気代含む)	1日あたり	100 円
	コンセント使用料(1か所につき)	1日あたり	50 円
3	その他の日常生活費(入浴用バスタオル、洗身タオルなど)	1日あたり	110 円 (ご希望の方)
4	健康管理費	インフルエンザ予防接種に係る費用	実費(接種された場合)
5	私物の洗濯代		実費(委託された場合)
6	理美容		実費(利用された場合)

(※注1) 介護職員処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・2.9%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・1.6%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90/100
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100

(※注2) 介護職員等特定処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・1.7%

1 一般入所

令和1年10月1日～

施設サービス利用料			備考
1日あたり<ユニット型準個室>			
ユニット型 介護保険施設 サービス費 I iii	要介護度1	2,469円(2,343)	サービス提供体制強化加算 I (54円)夜勤職員配置加算(72円) 含む
	要介護度2	2,604円(2,478)	
	要介護度3	2,790円(2,664)	
	要介護度4	2,949円(2,823)	
	要介護度5	3,105円(2,979)	
<p>※ ただし、入所後30日に限って、初期加算として上記施設サービス費に1日90円が加算されます。</p> <p>※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアにかかる技術的助言および指導を受けた職員が口腔ケアを行うため、口腔衛生管理体制加算として1月90円が加算されます。</p> <p>※ 1月に6日を限度として、外泊された場合には、上記施設サービス費に代えて1日につき1,086円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなります。</p> <p>※ 厚生労働省が定める療養食を提供した場合は、療養食加算として上記施設サービス費に1回18円(1日につき3回を限度)が加算されます。</p> <p>※ 入所者の栄養状態に応じて栄養ケア計画を作成し、評価・見直しを行っている場合は、栄養マネジメント加算として上記施設サービス費に1日42円が加算されます。</p> <p>※ 低栄養リスク改善加算として、低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が共同して低栄養を改善するための計画を作成し、計画に基づき定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好を踏まえた栄養・食事調整を行った場合、1月900円が加算されます。(同意を得られた月から6月を限度とする)</p> <p>※ 再入所時栄養連携加算として入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合は1回に限り月1,200円が加算されます。</p> <p>※ 経管による食事摂取をしている入所者に対し、経口移行計画を作成し、経口の食事を進めるための栄養管理及び支援を行った場合は、経口移行加算として上記施設サービス費に1日84円加算されます。</p> <p>※ 摂食機能障害を有しながらも経口による食事摂取をしている入所者に対し、経口維持計画を作成し、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合、経口維持加算 (I)として1月1,200円、さらに、介護老人保健施設の人員以外の医師、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚士がその特別な栄養管理に加わった場合は、経口維持加算 (I)に加え経口維持加算 (II)として1月300円が加算されます。</p> <p>※ 排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協同して支援計画を作成し、その計画に基づいて支援を行った場合、排せつ支援加算として1月300円が加算されます。</p> <p>※ 入所者の褥瘡発生を予防するため褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき褥瘡ケア計画を作成し3ヵ月ごとに見直しを行った場合、褥瘡マネジメント加算として1月30円(3月に1回を限度)が加算されます。</p> <p>※ リハビリテーション実施計画を作成し、入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なりハビリテーション(3日/週以上)を実施した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として1日720円が加算されます。 (入所前3ヶ月以内に介護老人保健施設に入所履歴がある場合は除きます)</p> <p>※ 入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に限り、認知症に対する集中的なりハビリテーション(3日/週を限度とする)を行った場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として1日720円が加算されます。</p> <p>※ 利用者の様態が急変し、緊急その他やむを得ない事情により所定の医療行為を行った場合は、緊急時施設療養費の緊急時治療管理として1日1,554円(1月1回、連続3日まで)が加算されます。</p> <p>※ 肺炎・尿路感染症・带状疱疹の利用者への投薬・検査・注射・処置を行った場合は、所定疾患施設療養費 (I)として1日717円、または所定疾患療養費 (II)として1日1,440円(1月1回、連続7日まで)が加算されます。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準として、当該老人保健施設が在宅復帰支援の機能が評価された場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日102円が加算されます。</p> <p>※ 若年性認知症入所者に対して介護保険サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受け入れ加算として、1日につき360円が加算されます。</p> <p>※ 退所が見込まれる入所者をその居宅に置いて試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき2,400円となります。試行的な退所にかかる初日と最終日は、入所日同様の扱いとなります。</p> <p>※ 入所前後に、退所を目的とした訪問指導を行った場合は、入所前後訪問指導加算 (I)として1,350円(指導内容によっては入所前後訪問指導加算 (II)として1,440円)が加算されます。</p> <p>※ かかりつけ医連携薬剤調整加算として、6種類以上の内服薬が処方されている利用者に対して介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治医が共同し総合的に評価及び調整して内服薬を減少させることについて双方の医師が合意している場合(1種類以上減少している場合)入所者一人につき1回を限度として375円加算されます。</p> <p>※ 退所時等支援等加算について</p>			
①	1ヵ月以上の入所が見込まれる利用者に対し、その居宅に置いて試行的に退所させる場合において入所者、その家族に対して退所後の療養指導を行った場合、退所時指導加算として	1,200円	
②	利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または居宅支援事業者または、社会福祉施設等に対し、支援をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合、退所時情報提供加算として	1,500円	
③	利用者の退所時、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、且つ居宅支援事業所と連携して退所後の調整を行った場合、退所前連携加算として	1,500円	
④	退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合、老人訪問看護指示加算として	900円	

※	ターミナルケア(看取り)加算	死亡日以前4日以上30日まで	480円/日
〔	死亡月にまとめて算定するため、退所の翌月に亡くなられた場合、前月分のターミナル加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。〕	死亡日の前日及び前々日	2,460円/日
		死亡日当日	4,950円/日
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として3.9%を掛けた金額が別途かかります。(※注1)			
上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として2.1%を掛けた金額が別途かかります。(※注2)			
食費	基準費用額	1日あたり 1,550円 (朝食 350円 昼食 600円 夕食 600円)	
	負担限度額認定証がある方	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 300円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 390円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 650円
居住費	基準費用額	1日あたり 1,640円 (ユニット型準個室)	
	負担限度額認定証がある方	利用者負担額第1段階の方	1日あたり 490円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり 490円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり 1,310円
1	特別室の利用料(テレビ代含む)	1日あたり	200円
2	液晶テレビ貸出(電気代含む)	1日あたり	100円
	コンセント使用料(1か所につき)	1日あたり	50円
3	その他の日常生活費(入浴用バスタオル、洗身タオルなど)	1日あたり	110円 (ご希望の方)
4	健康管理費	インフルエンザ予防接種に係る費用	実費(接種された場合)
5	私物の洗濯代		実費(委託された場合)
6	理美容		実費(利用された場合)

(※注1) 介護職員処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・2.9%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・1.6%
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90/100
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100

(※注2) 介護職員等特定処遇改善加算については、以下のような掛率に変更になる場合もあります。

- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・1.7%